

SOFTIC 判例ゼミ (第7回 2019年2月13日): 「フラダンス事件」

大阪地方裁判所平成 30 年 9 月 20 日
平成 27 年(ワ)第 2570 号 著作権侵害差止等請求事件

発表者 大熊、江、前川

争点①: フラダンスの振り付けに関する著作権 (上演権) 侵害

②: 準委任契約の解除に関する損害賠償 (民法 656 条, 651 条 2 項) → 本日は割愛

1. 事案の概要

(1) 当事者等

原告: ハワイに在住するクムフラ (フラダンスの師匠ないし指導者)

被告: ハワイ音楽を通じたフラダンスの教授, イベントの企画, 開催等を行う会社

九州ハワイアン協会 (KHA) を実質的に運営。KHA は, 本部教室及び会員教室において会員に対してフラダンス等を指導。有限会社中四国ハワイアン協会は, 中四国ハワイアン協会 (以下「CSHA」という。) を実質的に運営, 被告とは, 規約等を記載した手帳を共同発行するなど密接な関係にある。

(2) 原告と被告との契約関係

- ・原告は, 昭和 63 年頃, 被告の前代表者からフラダンスの指導を依頼され, 以来, KHA の会員に対し, 自ら振り付けたフラダンス及びタヒチアンダンスの指導等を行うなどし, 遅くとも平成 21 年末までには, 被告との間で, 月額 1000 アメリカドルの報酬で指導助言を行うことを内容とするコンサルティング契約を締結していた。
- ・本件コンサルティング契約とは別に, 年間 3 回ないし 4 回程度ワークショップ等において直接指導を行う準委任契約をその都度契約し, 別途の報酬の支払を受けてきた。
- ・原告は, これらの指導を行うに当たり, 日本で KPDA (カプ・ポリネシアン・ダンス・アカデミー) という団体を組織し, KPDA が KHA と提携するという形をとっていた。
- ・原告は, CSHA とも上記と同様の関係にあった。

(3) 本件各振付けの作成及び本件各楽曲の作詞作曲と KHA での上演及び演奏

- ・原告は, 遅くとも平成 26 年 1 月までに, 別紙楽曲目録 (略) 記載の各楽曲を作詞作曲するとともに, それら又は他者が作詞作曲した楽曲について, フラダンスの振付けである別紙振付け目録 (略) 記載の各振付けを作り, KHA の会員に対してそれらの振付けを指導助言し, KHA の会員は, 本件各振付けを, 原告から直接指導を受けるワークショップ等で上演したりすることがあり, その際に本件各楽曲が演奏されることがあった。

- ・本件各楽曲及び本件振付け 1 ないし 4 は，原告が著作権を有する著作物であり，被告もこれを認めている。これに対し，本件振付け 6，11，13，15 ないし 17（以下「本件振付け 6 等」という。）が著作物性を有するか否かについては争いがある。

(4) 原告と被告の契約関係の解消

- ・原告は，平成 26 年 6 月頃，被告に対し，被告との契約関係を解消する意向を示し，被告がこれを受け入れたことから，本件コンサルティング契約は同年 10 月 31 日終了。
- ・原告は，被告との契約関係の解消に当たり，以後は自ら作ったフラダンスの振付けを KHA の会員が上演することを禁止する意向を示したが，被告は，契約関係解消後も原告が作った振付けを使用することができると考えたことから，同年 11 月 1 日以降も，少なくとも，本件各振付けのうち本件振付け 6 等をホイケ等において使用することがあった（乙 6 1 ないし 8 2，8 4 ないし 1 3 4。なお，同日以降に 25 被告が本件振付け 1 等を使用し，本件楽曲を演奏することがあったか否かについては，争いがある。）。

(5) 請求の要旨

著作権侵害に係る請求として，以下 3 点の請求。

- ①原告は，被告に対し，著作権法 112 条 1 項に基づき，本件各振付けの上演の差止めを請求する（第 1 の 1 項）。
- ②原告は，被告に対し，著作権法 112 条 1 項に基づき，本件各楽曲の演奏の差止めを請求する（第 1 の 2 項）。
- ③原告は，被告に対し，不法行為に基づき，平成 26 年 11 月から平成 29 年 10 月までの損害賠償金 6 4 2 万 2 4 6 4 円（使用許諾料相当額 4 0 9 万 2 1 2 0 円及び弁護士費用 2 3 3 万 0 3 4 4 円）の一部として 2 5 0 万 3 4 4 0 円及び遅延損害金の支払を請求する（第 1 の 3 項）。

2. 争点

著作権侵害に係る請求関係の争点は，以下の 6 点である。

（各請求に共通の争点）

1. 本件振付け 6 等の著作物性
2. 本件各振付けの著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無
（差止請求に固有の争点）
3. 被告が本件各楽曲を演奏し，本件各振付けを上演し又は上演させるおそれの有無
（損害賠償請求に固有の争点）
4. 被告による本件各楽曲及び本件振付け 1 等に係る著作権侵害行為の有無
5. 被告の故意又は過失の有無
6. 原告の損害額

3. 裁判所の判断

1. 争点1（本件振付け6等の著作物性）について

著作権法10条1項3号が「舞踊の著作物」を著作物の例示として挙げ、公衆に直接見せることを目的として上演する権利（上演権）が著作権の支分権として定められているところ（同法22条）、本判決はフラダンスの著作物性について、以下のとおり判示した。

(1) フラダンスの特殊性について（本判決書 p16）

「フラダンスの振付けは、ハンドモーションとステップから構成されるところ、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作（一つとは限らない）が決まっており、このことから、入門書では、フラでは手の動きには一つ一つ意味があるとか、ハンドモーションはいわば手話のようなもので、手を中心に上半身を使って、歌詞の意味を表現するとされている。他方、ステップについては、典型的なものが存在しており、入門書では、覚えたら自由に組み合わせて自分のスタイルを作ることができるとされている。」

(2) 作者の個性の表れと認めることができない振付け（同 p16～p19）

- ①「特定の楽曲の振付けにおいて、各歌詞に対応する箇所、当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合」
- ②「フラダンスのハンドモーションが歌詞を表現するものであることからすると、ある歌詞部分の振付けについて、既定のハンドモーションどおりの動作がとられていない場合」
- ③「決まったハンドモーションがない場合であっても、同じ楽曲又は他の楽曲での同様の歌詞部分について他の振付けでとられている動作と同じものである場合」
- ④「既定のハンドモーションや他の類例と差異があるものであっても、それらとの差異が動作の細かな部分や目立たない部分での差異にすぎない場合」
- ⑤「一つの歌詞に対応するハンドモーションや類例の動作が複数存する場合に・・・踊り全体のハンドモーションの組合せが、他の類例に見られないものとなる場合もあり得る。・・・しかし、その場合であっても、それらのハンドモーションが既存の限られたものと同一であるか又は有意な差異がなく、その意味でそれらの限られた中から選択されたにすぎないと評価し得る場合」
- ⑥「ステップについては、基本的にありふれた選択と組合せにすぎないというべきであり、そこに作者の個性が表れていると認めることはできない。」

(3) 作者の個性が表れていると認めるのが相当な振付け（同 p16～p19）

- ①「ある歌詞に対応する振付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られるものでも、それらと有意な差異がないものでもない場合」
- ②「フラダンスのハンドモーションが歌詞を表現するものであることからすると、たとえ動作自体はありふれたものであったとしても、それを当該歌詞の箇所に振り付けること

が他に見られないのであれば、当該歌詞の表現として作者の個性が表れていると認めるのが相当」

- ③「ステップが既存のものと顕著に異なる新規なものである場合（なお、・・・ステップ自体に作者の個性を認めるためには、既存のものと顕著に異なることを要すると解するのが相当である。）」
- ④「ハンドモーションにステップを組み合わせることにより、歌詞の表現を顕著に増幅したり、舞踏的效果を顕著に高めたりしていると認められる場合」

(4) 歌詞解釈の独自性と著作物性（同 p18～p19）

「著作権法は具体的な表現の創作性を保護するものであるから、解釈が独自であっても、その結果としての具体的な振付けの動作が上記ウで述べたようなものである場合には、やはりその振付けの動作を作者の個性の表れと認めることはできない。」

「歌詞の解釈が独自であり、そのために振付けの動作が他と異なるものとなっている場合には、そのような振付けの動作に至る契機が他の作者には存しないのであるから、当該歌詞部分に当該動作を振り付けたことについて、作者の個性が表れていると認めるのが相当である。」

(5) 【まとめ】舞踏の著作物性が認められる範囲と侵害の成立について（同 p19～p20）

「特定の歌詞部分の振付けの動作に作者の個性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度のものにすぎず、そのような一瞬の動作のみで舞踏が成立するものではないから、被告が主張するとおり、特定の歌詞部分の振付けの動作に個別に舞踏の著作物性を認めることはできない。しかし、楽曲の振付けとしてのフラダンスは、そのような作者の個性が表れている部分やそうとは認められない部分が相俟った一連の流れとして成立するものであるから、そのようなひとまとまりとしての動作の流れを対象とする場合には、舞踏として成立するものであり、その中で、作者の個性が表れている部分が一定程度にわたる場合には、そのひとまとまりの流れの全体について舞踏の著作物性を認めるのが相当である。」

「フラダンスに舞踏の著作物性が認められる場合に、その侵害が認められるためには、侵害対象とされたひとまとまりの上演内容に、作者の個性が認められる特定の歌詞対応部分の振付けの動作が含まれることが必要なことは当然であるが、それだけでは足りず、作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、当該ひとまとまりの上演内容について、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踏としての特徴が感得されることを要すると解するのが相当である。」

(6) 【具体的あてはめ】本件振付け6等について個別の検討（同 p20～p111）

裁判所は、本件振付け6, 11, 13, 15 ないし 17 ごとに、一定のまとまりの歌詞毎に分解

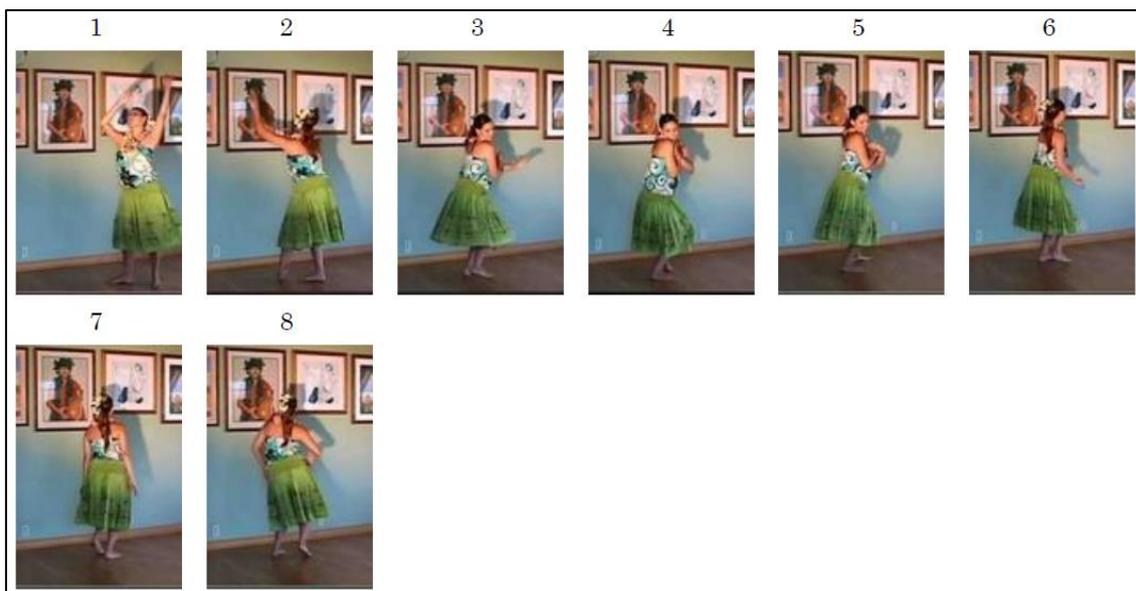
し、当該分解された歌詞に対応する振付けの動作（ハンドモーション、ステップ）について、原告の個性が表れているかをそれぞれ検討したうえで、振付け全体について、「完全に独自の振付けが見られるだけでなく、他の振付けとは有意に異なるアレンジが全体に散りばめられているから、全体として見た場合に原告の個性が表現されており、全体としての著作物性を認めるのが相当である」などと判断（表現に若干の相違はあるが、ほぼ同一文で判断）している。

ここでは本件振付け6において、「全体として見た場合に原告の個性が表現されており、全体としての著作物性を認めるのが相当である」との認定の前提となった、「完全に独自の振付けが見られる」とした判断（下記(ウ)②）、及び「他の振付けとは有意に異なるアレンジが全体に散りばめられている」とした判断（下記(ウ)①、(ロ)①）を、代表例として少し紹介する。

参照：本判決の別添資料 p5（表記は p149） および p14（同 p158）

(ウ) Pō anu ho ‘okahi no auu（カタカナ表記：ポー アヌ ホオカヒ ノ ヴァウ

原告主張の日本語訳：夜は寒く、私は一人）（同 p22～p23, p149）

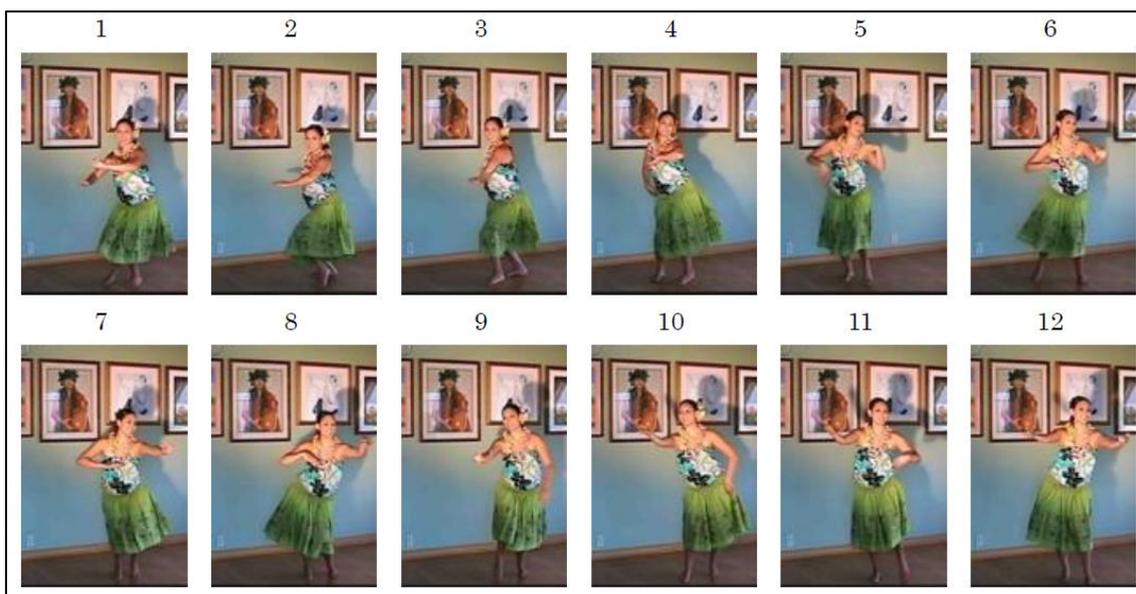


「本件振付け6では、大きく分けて、①両手の掌を下に返して右肘を少し曲げ、そのまま両腕を下ろしながら胸の高さまで持って行き、胸の前で体に沿うように両腕を交差させて両手の掌を内側に向け、一連の動作は右に270度ターンするステップの中で行われる、（上図の1～5）

②次に、ターンにより左斜め後ろを向いたまま、両腕を伸ばしきるまで下ろしながら左斜め後ろへ左足右足を交互に2歩ずつ前進する、という2つのパートからなる動作をしている。」（上図の6～8）

「まず、①の動作についてみると、原告は、右回りに回転しながら両腕を下ろし胸の前で交差させることで、暗い夜が続き、暗く寒くなっていることを表していると主張する。この点、甲 25 の他の振付け及び乙 12 の他の振付けはいずれも、手の動きについては本件振付け 6 と同様の動きをしているものの、その際にターンするものはない。ターンは通常のステップの一種ではある（乙 5 のスピントーン）が、「夜」や「寒い」といった静的な歌詞からターンすることはが通常想定されない上、両腕を降ろしながらターンすることによって体全体の躍動感を高めていることから、なお有意な差異があるというべきである。次に、②の動作について見ると、原告は、聴衆と反対（後ろ）に向かって歩いていくことで彼が孤独であることを表し、両腕を下ろすことで抱きしめる者がおらず一人で寒い夜を過ごしていることを表していると主張する。そして、この動作は、ここでの歌詞から想定されるものでない上、これと同様の動作を行っている類例は認められないから、本件振付け 6 独自のものであると認められる。」

(㉓) 間奏（同 p29～p30, p158～p159）



「本件振付け 6 では、大きく分けて、①体の向きを 90 度右へ向けながら、わきを開けて左肘を曲げ、掌を下にして胸の前へ水平に置く。体の向きを 90 度右へ向けたところで、右手でスカートの右膝の辺りの裾を持ち、少し持ち上げる。その体勢のまま左に 90 度回転して再び正面を向く、②次に、左腕を左斜め前へ伸ばし、わきを開けて右肘を軽く曲げ、胸の前に置く。両手とも掌を下向きにし、両手の掌を一度ゆっくりと波打たせる、③最後に、掌を上向きにして、下からすくい上げるように右腕を右斜め前に伸ばし、その後左腕を同じように左斜め前に伸ばす、という 3 つのパートからなる動作をしている。①の動作については、甲 25 の他の振付け及び乙 12 の振付けに例がなく、他の曲に関する序奏、間奏、終奏の例を見ても、間奏の振付けとしてありふれたものであるとは認められない。」

2. 争点2（本件各振付けの著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無）について（同 p111）
「また、仮にこれらのやりとりで当該楽曲については著作権が譲渡ないし永久使用許諾がされたのだとしても、本件各振付けについても同様にされたのか否かは明らかでない。そして、他に本件各振付けについて著作権が譲渡ないし永久使用許諾がされたと認めるに足りる証拠はないから、その事実は認められない。」

3. 争点3（被告が本件各楽曲を演奏し、本件各振付けを上演し又は上演させるおそれの有無）について（同 p111～p113）

(1)「本件振付け6等については、被告は、その著作物性を否認し、原告との本件コンサルティング契約が終了した翌日の平成26年11月1日以後も、ホイケ等のイベントやそのための練習において使用していると認められる。・・・これらからすると、各イベントにおける会員によるフラダンスの上演は、そのための練習も含めてKHAの管理の下で行われるものと評価し得るもので、これらのイベントによる発表や交流はKHAの会員の維持・増加のために行われるものと認められるから、会員による上演は、被告ないしKHAが上演させたものと評価し得るものである。

したがって、被告には、本件振付け6等を自ら上演し又は会員等に上演させることにより、原告の著作権を侵害するおそれがあると認められる。」

(2)「他方、本件各楽曲及び本件振付け1等については、被告は原告の著作権を認めた上で、今後も使用する予定はないと主張しており、実際にも、平成26年11月1日以降のホイケ等のイベントでは使用されなかったと認められる。したがって、本件各楽曲及び本件振付け1等については、被告が演奏し又は自ら上演し若しくは会員等に上演させるおそれがあるとは認められない。」

(3)「以上によれば、原告の本件各振付けの上演等の差止請求及び本件各楽曲の演奏の差止請求は、本件振付け6等の上演等の差止めを求める限度で理由がある。」

4. 争点4（被告による本件各楽曲及び本件振付け1等に係る著作権侵害行為の有無）について（同 p113）

「本件振付け6等については、被告が、本件コンサルティング契約が終了した翌日である平成26年11月1日以後に、ホイケ等のイベントにおいて自ら上演し又は会員等に上演させたことがあると認められる。なお、被告は、間奏等の歌詞のない部分については、本件振付け6等と同じ振付けによるわけではなく、インストラクター等が自由かつ臨機応変に踊っていると主張するが、仮に間奏等の振付けが本件振付け6等と異なるとしても、フラダンスが楽曲の歌詞を表現する舞踊であることからすると、歌詞のない部分の振付けの重要性は低いから、それにより著作権侵害を免れることにはならない。他方、本件各楽曲及び本件振付け1等については、同日以後に被告が演奏し又は自ら上演し若しくは会員等に上演させたことがあるとは認められない。」

5. 争点5（被告の故意又は過失の有無）について（同 p113～p114）

「被告が、本件振付け6等について原告から上演すること等を禁止するよう求められていたにもかかわらずこれらを上演する等していたという経緯に照らせば、本件振付け6等を上演する等した行為が原告の著作権を侵害することを予見することは可能であったというべきであるから、それらの振付けに係る著作権侵害行為について被告に少なくとも過失があると認められる。これに対し、被告は、本件振付け6等に著作物性があるという確たる認識を有していなかったことを根拠に、本件振付け6等に係る著作権侵害行為に過失はあったとはいえないと主張し、実際にも、被告は、平成26年10月の時点で、弁護士から、原告のフラダンスの振付けには原則として著作物性はないとの意見書を得ていたと認められる。しかし、被告において本部長を務めていたP3が、クムフラがフラダンス教室において指導することをやめた後にも当該クムフラの創作した振付けを演じることができるか否かということが問題となっていた事例を聞き及んでおり、上記のとおり被告は原告による振付けの著作物性についても問題意識を持っていたことからすると、舞踊の著作物が著作物の一つとして法文上明記される（著作権法10条1項3号）一方、フラダンスの振付けの著作物性を否定する確定判例もない中で、1通の弁護士の意見書を得ていたからといって、過失を免れるものではないというべきである。したがって、被告の主張は採用できない。」

6. 争点6（原告の損害の有無及び額）について

(1) 本件コンサルティング契約の内容及び報酬の趣旨（同 p117）

「そうすると、本件コンサルティング契約は、単に、被告がKHAの会員に対するフラダンスの指導に関する助言等を求めれば原告に応じてもらえるというものにとどまらず、原告が被告ないしKHAのクムフラとして活動し、被告が原告のクムフラとしての地位や権威を幅広く利用するという、いわばクムフラ契約とでも称すべき契約であると解するのが相当である。したがって、その報酬には、原告が顧問（クムフラ）たる地位に就いていることに対する対価の趣旨だけでなく、このことと一体のものとして、上記のような助言等を求められればその都度これに応じてもらえるということに対する対価の趣旨はもちろん、原告に振付けの創作・楽曲の作曲をしてもらった上で、これらの使用許諾を受けることの対価の趣旨も含まれていると認めるのが相当である。したがって、原告は被告に対して本件振付け6等~~を~~無償で許諾していたわけではないから、その無断使用について使用許諾料相当額の損害が発生したと認められる。」

(2) 原告の損害額の算定（同 p117～p122）

ア 月額報酬が1000ドルであったことは算定するに当たって最も重視すべき事情。

イ 本件コンサルティング契約には、原告が創作した振付け及び作曲した楽曲の使用許諾以外の要素が含まれているから、使用許諾料は月額報酬の一部であったと認められる。

ウ 経緯を併せ考慮すると、被告が、原告が創作した振付け及び作曲した楽曲全般の使用を行う場合の使用許諾料相当額は、月間 700 ドルと認めるのが相当。

エ 月額使用許諾料相当額 700 ドルに、その月の原告による振付けの全上演回数に占める本件振付け 6 等の上演回数の割合を乗じることによって算定することとするのが相当。

オ 省略

カ 本件振付け 6 等の使用許諾料相当額は、700 ドルに、侵害期間 35 か月間を乗じた上で、原告が創作した振付け及び作曲した楽曲が上演・演奏された回数（726 回）に占める本件振付け 6 等が上演された回数（90 回）の割合を乗じた 3037 ドルとするのが相当で、日本円に換算すると、33 万 3158 円となる。

(3) 弁護士費用相当額（同 p122）

上記(2)の認容額、被告の著作権侵害行為の差止請求が併合提起されていることを始めとする本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告の著作権侵害行為と相当因果関係に立つ弁護士費用の損害額は、10 万円と認めるのが相当である。

以上